

Ⅱ 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：航空自衛隊

審議対象期間	平成22年4月1日～平成23年3月31日	
審議対象件数	7,386件	
1. 入札状況について（入札参加者の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	4件	(審議概要) 地方調達等 (役務及び物品等) 1. 地方調達等発注実績について 2. 抽出事案について
地方調達等	3件	
一般競争	0件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【地方調達発注実績について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争契約のうち、1者応札の占める割合が件数としては3.9%しかないが、金額としては38%と相対的に比重が高くなっている。このようになった背景を説明願いたい。 ・電力会社は選べないのではありませんか。 ・電力料金は法定料金であり、他の契約とは異質なものである。次年度からは電力契約は別口で整理していただきたい。 ・第3術科学校はどこにあるのか。 ・芦屋町に航空団はないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航空自衛隊ではレーダーなど電力を多く要するため、電気料契約の金額が高く、かつ1者応札であるため、1者応札の金額が高い傾向にある。 ・電力の自由化により、九州電力のような一般電気事業者でなくとも新規参加者が応札することが可能となっている。ただし、実態としては1者応札となる場合がほとんどである。 ・了解した。 ・福岡県遠賀郡芦屋町にある。 ・航空団はないが、飛行教育の部隊はある。芦屋基地には他の部隊も所在しており、契約業務を担当しているのが第3術科学校になる。

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>○地方調達について</p> <p>1 〔事業系一般廃棄物収集運搬等〕 (一般競争：1者応札)</p> <p>・全省庁統一資格における地域の区分はどうなっているのか。</p> <p>・九州・沖縄地域で資格を有するものから1者しか応札していないのは少なすぎるのではないのか。</p> <p>・空自との契約を落札後、新富町の許可を取るようにはできないのか。</p> <p>・予定価格の算定はどのように行ったのか。</p> <p>・過去もこの会社と契約しているのか。</p> <p>・1者応札が続く場合、過去5年位の状況を示してほしい</p> <p>・予定数量を大幅に超えた場合どうなるのか。</p>	<p>・九州・沖縄、中国、四国といった単位となっている。すべての地域の資格を持っている業者もいれば、一部の地域のみ資格を持っている業者もいる。また、物品の販売や買取、役務の提供等資格の種類にも種別がある。</p> <p>・児湯郡新富町の一般廃棄物処理業の許可を有することも必要であり、その条件を満たす業者が当時は1者のみであった。平成24年度からは新たに2つの業者の入札参加が可能となった。</p> <p>・新富町の許可を得るまでにどのくらいの期間を要するのか把握していないが、万が一許可を得ることができなかったことを考えると入札の時点で許可を得ていることが望ましい。ごみの収集運搬であるので年度当初から履行していただけないと困ったことになってしまう。</p> <p>・収集の際の人員、使用車両等の過去の実績をもとに当時の建設機械の損料、労務単価等を採用して積算している。</p> <p>・そうである。</p> <p>・了解した。</p> <p>・単価はそのままで 総額が変わることとなる。</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>2 [スタンダードハンドル10個外88品目] (一般競争)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の種類が多数あるが、一般的にどのようなものなのか。 ・航空自衛隊用の特殊なものではなく、一般的なものなのか。 ・予定価格を算定する際の値引率は決められているのか。 ・応札業者は商社なのか。 ・落札業者は自社で製造していないものは他社から調達することになるのか。 ・毎年同じ様に購入しているのか。 ・この種ものは全国で調達していると思われるが、航空自衛隊内で他の部隊との情報交換はしていないのか。 ・地域の特性による差異があるというが、輸送費を切り分けて考えるべきでないか。 ・値引率の中に輸送費が入っているというのはおかしい気がする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主として工具である。航空機の整備や武器弾薬の修理・維持等に使用するものである。 ・購入しようと思えば購入できるものであり、特殊なものではない。 ・過去の調達実績からこの値引率が適当であると判断したものである。 ・1者は工具を製造している業者、もう1社は地方の間屋である。 ・本件の場合はずべて自社の製品で応札しているが、他の契約において他社の工具を調達して納入していることも実際にある。 ・数量の増減はあるが、毎年購入している。 ・情報交換して参考にすることはある。ただし、山の上や離島にある部隊もあり、地域の特性から値引率がどこも同じというわけではない。 ・予定価格を算定する際に輸送費を切り分けてはいない。輸送費も含んだ価格の値引率により算定している。 ・物流拠点は表に出てこないため、輸送費を積算して予定価格を算定することは現実的には難しい。

意見・質問	回 答
<p>・ 本件の場合、参加資格を有する事業者はかなりいると思われる。有資格者数がどれだけ存在するのか示すようにしていただきたい。公告のやり方が不十分でなかったか検討し、できるだけ競争圧力がかかるようにしていただきたい。</p> <p>・ 必要とされる仕様をまったく示していないのか。</p> <p>・ 一般競争でありながら特定の業者に有利ではないか。同等品といってもなかなか認められないのではないのか。</p> <p>・ 本件については性格の異なる雑多なものが無差別に含まれているのではないのか。</p> <p>・ 業者に対して契約物品をすべて説明しているのか。</p> <p>3 [体育館煙突補修工事（高良台）] (一般競争)</p> <p>・ 低落札率となった推定理由として、見積徴取した業者が入札に参加せず、他の業者が応札したとの説明であった。本件のように低落札率となったものについては、この金額でも品質が保証できるという、金額の妥当性の確認が必要ではないか。</p>	<p>・ 了解した。</p> <p>・ 仕様は定めておらず、「A製品かB製品、または同等品」という形で示している。</p> <p>・ 本件のみでなく、他の契約においても同等品の申請があれば同等品として認められることが多い。</p> <p>・ 各四半期毎に全部署からの要求をとりまとめて計画的に調達している。本件は22年度の2/4半期の計画調達のうち工具類を抽出したものである。これとは別に事務用品、医薬品等性格の同じものをまとめて契約している。</p> <p>・ 公告の際にはインターネットに内訳を掲載して周知している。</p> <p>・ 説明不足であったが、落札後、業者に入札金額での履行が可能であるか確認するため、工事内訳書の提出を求め、細部金額を確認した。その結果、煙突及び煙道の価格低減と諸経費の節減を図ることが確認できた。</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<p>・ 1000万円以下の契約は低落札調査を義務付けられていないが、入札価格の適正さを確保するため本件のように調査を実施していただきたい。</p> <p>4〔個食ドーナツ 10,000 個外 8 品目〕 (随意契約)</p> <p>・ 東日本大震災における松島基地支援のための契約はこの他にもあったのか。</p> <p>・ この業者から今までは調達していないのか。</p> <p>・ 通常取引している業者のうち、本件に対応できるのが当該業者しかなかったということか。</p> <p>・ 製造元は特定しているのか。</p> <p>・ どこの国から輸入されたものでもよいのか。</p> <p>・ 部隊内で食品を確認している部署はあるのか。</p> <p>・ 隊員の要望により品目を決めているのか。</p> <p>・ 対応できる業者がいなかった場合はどうなるのか。</p>	<p>・ 了解した。</p> <p>・ 築城基地としては本件のみであるが、他基地において同様の調達をしている。これは地方でないと食品が調達できなかったため、各地で調達して松島基地に送ったものである。</p> <p>・ 毎月契約している業者である。</p> <p>・ そうである。</p> <p>・ 特定していない。</p> <p>・ 数量、納期に対応ができ、品質が保証されていればよい。</p> <p>・ 食品の衛生面については衛生隊で確認している。</p> <p>・ 隊員の要望ではない。屋外でも食べることができるもの、保存がきくもの、疲労がたまるので糖分が多いものを選んでいる。</p> <p>・ 契約不調となり、調達できないこととなる。</p>

	意見・質問	回 答
<p>○委員からの 意見・質問</p> <p>○それに対する 回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約とするにあたっての「緊急」の定義はあるのか。 ・ 会計年度内の納期（3月31日）に間に合わない場合は常に「緊急」になるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特にない。本件を一般競争契約にすると10日間の公告が必要となり、納期を超えてしまうことから随意契約とした。できるだけ早く調達する必要がある、また会計年度上3月31日が期限となり、それを超えると次年度予算による調達となってしまうことから緊急の必要があると判断した。 ・ 要求自体の正当性が必要であり、緊急の必要の有無については慎重に判断すべきと考えている。
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義案件数	0 件	(審議概要) 該当案件なし
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	なし	
委員会による意 見の具申又は勧 告の内容	なし	